

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	第6回(令和元年度第3回)武蔵村山市子ども・子育て会議
開 催 日 時	令和元年10月4日(金) 午後2時から午後4時25分まで
開 催 場 所	武蔵村山市役所301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者:佐々委員(会長)、布田委員(副会長)、乙幡委員、大友委員、比留間委員、大熊委員、齋藤委員、田島委員、志茂委員、前川委員 欠席者:平見委員、谷治委員 事務局:子ども育成課長、同課児童担当課長、同課保育係係長、同課主任及び同課主事
議 題	(1) 計画素案について (2) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1:会長に佐々委員、副会長に布田委員が選任。 議題2:一部修正の上、原案のとおり承認。素案について他の意見等がある場合は、令和元年10月15日までに事務局に提出する。 議題3:特になし。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	<p>1 開会</p> <p>2 委嘱書の交付 ○委嘱書の交付 ○部長あいさつ</p> <p>3 議題 (1) 会長及び副会長の選任について 互選の結果、会長に佐々委員、副会長に布田委員が選任された。 ○会長あいさつ (会 長)第二期の計画策定の時期、どのような方が委員になられるかと思っていたが、結果として引き続き同じ委員の方が揃った。積み上げてきたことは大事である。他に公募委員に応募された方もいるであろうし、武蔵村山市の子育てについて大変注目している市民も多いと思う。委員の皆様は保護者であったり先生であったりといろいろな立場、業務を担っておられる方々なので、各々の立場からの視点や一人の人間としての視点も大事にしながら御意見をいただければよりよい計画になっていくと思う。会長というものは重責であるが、その責務をしっかりと果たしたい。そのためには皆様方のお力や御支援が必要だと思うので、よろしく願いしたい。 ○副会長あいさつ (副会長)子どもとの接し方も、言葉の使い方も、むずかしい昨今と感じる。会長と共にしっかりと努めたいのでよろしく願いする。</p> <p>4 報告事項 (1) 幼児教育・保育の無償化について (事務局説明) 幼児教育・保育の無償化については、国の新しい経済政策パッケージ等を踏まえ、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性から、令和元年10月から開始された。 無償化の対象は、幼稚園、保育所、認定子ども園等を利用する基本的に3～5歳の全ての子どもに加え、保育所等を利用する0～2歳の</p>

住民税非課税世帯の子どもとなる。また、その範囲は、幼稚園、保育所、認定子ども園等のほか、保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園の預かり保育は1.13万円（0～2歳の住民税非課税世帯は1.63万円）まで、認可外保育施設等は3.7万円まで無償となる。

資料の裏面を御覧いただきたい。次に、無償化に伴う食材料費の取扱いについてである。

食材料費の取扱いについては、国の基本的な考え方によると、食材料費については、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であり、これまでも実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたとの考えから、幼児教育・保育の無償化に当たっても、この考え方を維持するものとしている。

国においては食材料費の基準額は主食費3,000円、副食費4,500円と示されている。

なお、ウに記載の3号認定子ども、いわゆる保育所等を利用する0～2歳クラスの子どものについては、現行どおり保育料の中に食材料費も含まれているとの考えから、現行の取扱いを継続する。

また、(2)副食費の徴収の範囲であるが、年収360万円未満相当の世帯の全ての子ども及び全所得階層の第3子以降を対象に副食費を免除することとし、相当額を公定価格の給付において加算するものとしている。

資料には記載はないが、本市においては、この給食費の取扱いについては、基本的には国の考え方を踏まえ、各施設の実費徴収を基本とする考え方であるが、これまで、保育所における主食費については、市の単独補助として各保育所に補助しているため、副食費のみを各施設が保護者から徴収することとした。

なお、幼稚園については、主食費については、保護者負担軽減補助金の対象経費に追加して補助することとした。

—質疑・応答—

(会 長) 保護者に資料配布したとのことだが、説明会を催すということは行ったか。

(事務局) 説明会は行っていない。事前に8月に幼児教育・保育の無償化の概要と副食費の取扱いについて全保護者にリーフレット等で案内したところ、10件程度の問合せがあったが、自分は無償化の対象になるか、といったすぐに説明できる内容の問合せが多かったため、改めての説明会のようなものは必要ないと判断し実施しなかった。

(会 長) 保育関係の現場では、かつて無かった実際のお金を徴収する作業が増えるが、保育現場から質問、意見や反応はなかったか。

(委 員) 実際にどう保護者から集金するかなど、大きな負担になることも想定されるため保育園長会でも議論になっている。

(会 長) 小学校では給食費の徴収などで未納問題など出ているが、幼児に関して今後どうなるか、推移を見守ることが必要と思う。

(副会長) 小学校を含めて給食費の徴収に未納問題など報道に出ている。お金を出していないから食べさせないということはやはりできない。現場は大変であろうと思う。国がそういったことに理解があまりないためかどうか分からないが、今回からまた厳しいことが起こるのではないかと思う。実際にどのような問題が起こってくるかは始めてみないと分からないと

ころもあるだろう。今後どうなるか、推移を見ていくことが必要と思う。

(会 長) 各園によって副食費などの料金などは異なるのか。

(委 員) 東京でも市区町村により異なる。地域差があるが、保護者は今、保育料が無料になったということまでで、地域差などまでは目が向いていないようだ。

(会 長) 今後どのようなことが起こるかも含め、しっかりと見守りながら進めることが必要かと思う。

(2) 第5回(令和元年度第2回)武蔵村山市子ども・子育て会議の会議結果について

(事務局説明)

第5回会議については、本年7月29日午後1時30分から武蔵市役所3階301会議室で開催した。

議題は、「1 計画素案について」、「2 その他」であった。

内容としては、議題1については内容を一部修正の上原案のとおり承認することを確認した。

なお、会議録については、委員の皆様事前に御確認いただき、特に、修正等の御意見はなかった。

—質疑・応答—

(会 長) 会議録で修正が必要と感じたところがある。後ほど事務局に連絡させていただく。

5 議題

(2) 計画素案について

(事務局説明)

「第3章 第1節 計画の基本理念」についてである。

子どもと子育て家庭を取り巻く状況は変化を続けているが、本市の未来を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を構築するため、家族と地域と行政が協力して地域社会全体が一体となって子育てしやすいまちづくりを目指すことには変わりはない。このことから、第一期計画で掲げた基本理念を継承するものとして「家族ぐるみ 地域ぐるみの 子育て環境づくり～みんなで子育て、支えあい、うるおいのあるまち武蔵村山市～」を本計画においても基本理念として掲げている。

続いて、4頁をお開きいただきたい。

「第2節 計画の基本目標」についてである。

計画の基本理念の内容を実現するため、五つの基本目標を掲げている。

まず、「基本目標1 子育て家庭の支援」については、「子ども・子育て支援新制度」に基づく子育てサービスの充実、地域で安心して子育てができるよう情報提供・相談機能の充実及び子育て支援のネットワークづくりなどを通じ、地域全体で子育て家庭の支援を行うものとしている。また、共働き家庭の増加に対応した働きやすい環境づくりの推進、子育て家庭の経済的支援の充実を図るものとしている。

次に、「基本目標2 母子の健康の確保と増進」については、安心して子どもを産み、育てることができるよう妊娠期から子育て期にわたり「切れ目のない支援」を充実するほか、安心して子育てできる環境の基盤となる小児医療体制の確保を図るものとし

ている。

次に、「基本目標3教育環境の整備」については、子どもたちの「生きる力」を支える学力の向上をはじめ、道徳教育の充実による心の教育やスポーツ環境の整備等による身体の育成の推進、いじめや不登校等に対応した相談体制の強化など、学校教育の充実を図るものとしている。また、幼児教育の質の向上を図るとともに、家庭の子育て力などの向上を図るため、家庭教育の支援や、幼児、児童、生徒が活動できる場の確保や世代を超えて地域の方々と触れ合える機会を充実するものとしている。

次に、「基本目標4子育てを支援する安全・安心な生活環境の整備」については、子育て世帯が安心して利用できるよう公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進を図るとともに、防犯体制の強化や子どもの安全の確保に務め、安心して過ごせる居場所を確保するものとしている。

6頁をお開きいただきたい。

「基本目標5配慮が必要な子どもと家庭への取組の推進」については、子どもの人権が守られるよう、児童虐待の防止等を推進するほか、ひとり親家庭の自立支援、障害児施策の充実を図るものとしている。また、生活困難を抱える家庭や外国人世帯への支援など、本市の実情に即した支援の体制づくりの推進に努めるものとしている。

続いて、7頁をお開きいただきたい。

「第3節 施策の体系」である。先の基本理念の下、基本目標の達成に向けた施策の体系を組んでいる。基本目標5で「生活困難を抱える家庭への支援」、「外国人世帯への支援」については、新たな施策として追加している。

続いて8頁をお開きいただきたい。「第4節 事業一覧」である。事業数は全部で168事業、うち新規登載は再掲を除いて32事業となる。なお、頁欄は、計画が決定した時点で書き込まれるため、現時点では空欄としている。

また、主管課から提出のあった施策シートにより、事業の統合や他計画との統合により前期計画から登載をとりやめた事業は、資料6「廃止事業一覧」のとおりとなっている。

続いて、17頁をお開きいただきたい。

「第4章 計画の内容（基本計画）」についてである。

はじめに、表の見方であるが、施策の体系ごとに実施する事業を掲載しており、項目番号、事業名、事業内容・実施方針、現状と目標、所管課を掲載する形をとっている。事業名に「新規」と振っている事業は、第一期計画策定時に未実施であったなどの理由により第二期計画から新たに登載する事業となる。こちらは、分かりやすいように表記しているものであるため、素案確定後には「新規」の表記を削除する。

項目番号に★印を振っている事業は、重点的な取組として想定している事業となる。数値目標を挙げられる事業については、令和元年度（4月1日現在）の現状、令和6年度（3月31日現在）の目標値をそれぞれ示しているが、数値目標になじまない事業、また、設定が難しい事業については、「実施中／継続」としている。

なお、現在、数値目標として明確な数値が入っていない事業については、所管課と調整の上、次回の会議までに記載させていただく予定ですので御理解いただくようお願いする。

なお、全ての事業を説明すると時間が不足するので、本日は、主な新規事業及び重点事業について、第1節から第5節まで通して説明させていただく。

まず、項目番号1「認可保育所による通常保育事業」については、保護者の就労等により、家庭での保育が欠ける場合、市内13か所の保育所において保育を実施するものとしている。今後5か年を見据えた場合、新たに保育所を整備する計画はないため、令和6年度の目標も13か所としている。

次に、項目番号8「休日保育事業」については、日曜日や祝日の日中に保育を実施するものであるが、保育士の確保が厳しい状況にあり、現行計画に引き続き1か所での実施を目標としている。

次に、項目番号9「子ども家庭支援センター事業」については、子どもと子育て家庭を支援する中枢機関となるため、重点的に取り組む事業として掲げている。

続いて、21頁をお開きいただきたい。

項目番号18「子育て世代包括支援センター（ハグはぐ・むらやま）」については、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を行うことを目的とした「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供する事業である。母子手帳交付時に保健師が全数面接を実施していることから、面接率100%を維持するものと目標を掲げている。

次に、項目番号19「保育コンシェルジュ事業」について、保育サービスに係る情報の集約・提供、相談対応、利用の支援・援助を行う事業として平成28年度から実施しているものであるが、第一期計画策定時には実施していなかったため、新たに登載すべき事業として掲げている。

続いて、22頁をお開きいただきたい。

項目番号22「養育家庭制度の周知及び理解と協力の促進」については、様々な事情により親元で暮らせない子どもを、養子縁組を目的とせず、一定期間養育する家庭として、東京都では「ほっとファミリー」と称しているが、小平児童相談所管内9市（小平市、小金井市、東村山市、国分寺市、西東京市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市）において、本市のみが登録家庭数がゼロのため、新規登録と開拓に努める必要があるものとして、1家庭の登録を目標に掲げている。

続いて、24頁をお開きいただきたい。

項目番号39「保育所等利用多子世帯負担軽減事業」については、子どもを2人以上もつ世帯が保育所等を利用した際に、第2子の保育料を第1子の半額に、第3子を無償にすることにより、安心して希望する人数の子どもを産み育てることができる環境を整備するものである。教育・保育の無償化に伴い本年度10月から対象者全員に実施するため、継続を目標に掲げている。

次に、項目番号40「多子世帯に対する国民健康保険税の減免事業」については、国民健康保険の18歳未満の被保険者が2人以上いる場合であって、世帯の所得が200万円以下の世帯の場合に第2子に係る国民健康保険税の均等割額を半額に、第3子以降に係る均等割額を免除するもので、武蔵村山市国民健康保険運営協議会からの答申に基づき、令和元年度から令和3年度に限定して実施する予定の事業である。

続いて、27頁をお開きいただきたい。

項目番号52「こんにちは赤ちゃん（乳児全戸訪問）事業及び妊産婦・新生児等訪問指導」については、全ての妊産婦・乳児がいる家庭を保健師等が訪問し、産婦の健康状態、新生児の発育・疾病予防等への指導・助言や子育て支援に関する情報提供等を行うものであり、育児不安の解消等に資するため、児童虐待の発生の予防の観点から重点的に取り組む事業として掲げている。また、生

後4か月以内の乳児の全戸訪問となるため、訪問率100%の維持を目標に掲げている。

続いて、29頁をお開きいただきたい。

項目番号64「ブックスタート事業」については、3、4か月児健康診査時に乳児を対象に絵本をプレゼントし、簡単な読み聞かせを行う事業である。従来から実施している事業であるが、親子のふれあいの大切さを伝えることを目的としており、次世代育成の行動計画策定指針の趣旨に合致することから、第二期計画に新たに掲載すべき事業として掲げている。

次に、項目番号65「液体ミルク備蓄事業」については、震災時において、ライフラインが復旧されるまでの間に、すぐに飲むことができる液体ミルクを備蓄する事業である。震災時などの非日常時における新生児及び乳幼児を持つ家庭を支援するものとして、第二期計画に新たに掲載すべき事業として掲げている。

続いて、31頁をお開きいただきたい。

学校教育の充実については、第二次教育振興基本計画との整合を図る観点から、項目番号72から75まで、項目番号80、81、85について新たに掲載している。

項目番号72「授業改善推進プランの作成・活用」については、国、東京都、本市の学力調査の結果等に基づき、各学校において授業改善推進プランを作成し、児童・生徒の学力向上を目指すものであることから、重点的に取り組む事業として掲げている。

次に、項目番号76「地域未来塾」については、家庭での学習が困難であるなど、学習習慣が十分に身に付いていない児童・生徒を対象に、地域住民等の協力により学習支援を行う事業である。本年度から小学校3校、中学校5校を対象に実施しており、市内全校での実施を目標に掲げている。

続いて、33頁をお開きいただきたい。

項目番号90「幼稚園・保育所等と小学校との連携」については、小学校への入学にあたり、保育園・幼稚園からの引継ぎとして、保育要録・幼児要録のほか就学支援シート等を活用して、入学児童に対する理解の共有を図るものである。子どもの発達に応じた教育上必要な支援等の共通理解を深め、その後の円滑な支援に繋げていく観点から、重点的に取り組む事業として掲げている。

続いて、34頁をお開きいただきたい。

項目番号94「教育相談室」については、相談内容に応じた専門家による教育相談、就学相談、スクールソーシャルワーカーの派遣等を行う事業である。学校教育を支援する中枢機関となるため、重点的に取り組む事業として掲げている。

次に、項目番号96「スクールカウンセラーの配置」については、不登校やいじめ等の問題を未然に防止するとともに、学校生活や友人関係などに関する心理的相談を通して、学校への適応を図る事業である。児童・生徒の心のケアを進める相談体制の充実の観点から、重点的に取り組む事業として掲げている。

続いて、36頁をお開きいただきたい。

項目番号99「家庭教育講座」については、保護者と子どもの基本的な信頼関係を形成する目的で、講演会及び実習会等を開催し、家庭教育への支援を行うものである。親としての成長を支援するものであり、より良い親子関係の形成は子どものより良い育ちの実現につながるため、重点的に取り組む事業として掲げている。

続いて、37頁を御覧いただきたい。

項目番号103「総合型地域スポーツクラブ（よってかっしゅく

ラブ)の運営支援」については、地域住民の世代を越えたスポーツ活動や文化活動を通じた交流を支援するものであるが、地域の教育力を向上させ、活力ある地域づくりに資することは、次世代育成の行動計画策定指針の趣旨に合致することから、第二期計画に新たに登載すべき事業として掲げている。

続いて、38頁をお開きいただきたい。

項目番号107「道路環境の充実」については、安全で快適な歩道の整備を進めるものであるが、妊産婦、乳児連れ等の子育て世帯に配慮した安全・安心な歩行空間の創出を推進する観点から、重点的に取り組む事業として掲げている。

続いて、39頁をお開きいただきたい。

項目番号115「通学路合同点検の実施」については、関係機関が協力して児童の安全のため合同で通学路の点検を実施する事業である。また、項目番号116「スクールガード・リーダーの設置」についても、地域在住の警察OB等の専門家による通学路の巡回を実施するものであり、子どもの交通安全を確保する観点から、それぞれ重点的に取り組む事業として掲げている。

次に、項目番号122「セーフティ教室」については、児童・生徒が交通事故や犯罪等の危険に巻き込まれないよう、学校、家庭、地域、関係機関が連携して情報提供や意識啓発を行うものであるが、子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進は、次世代育成の行動計画策定指針の趣旨に合致することから、第二期計画に新たに登載すべき事業として掲げている。

続いて、41頁をお開きいただきたい。

項目番号123「放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」については、保護者の就労等により、適切な監護が受けられない児童を市内13か所の学童クラブにおいて居場所を確保するものである。今後5か年を見据えた場合、新たに学童クラブを整備する計画はないため、目標も13か所としている。

次に、項目番号124「放課後子供教室の充実」については、小学校の余裕教室等を活用して多様な体験や活動を行いながら放課後を安全かつ安心して過ごせる居場所を確保するものである。市内7校で実施しているが、市内全校の実施を目標に掲げている。

次に、項目番号125「一体型の学童クラブ及び放課後子供教室の設置」については、学童クラブの児童と放課後子供教室の児童が、同じ活動場所で、同一の活動プログラムに参加できるようにするものである。国の「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえた放課後児童対策として、重点的に取り組む事業として掲げている。

次に、項目番号130「子ども食堂推進事業」については、地域住民が主体となる子ども食堂の運営に補助金を交付し、子どもの孤食を防ぎ、安心して過ごせる居場所づくりを支援するものである。本年度新たに取り組む事業であり、子どもの居場所確保や子育て家庭の交流の場として第二期計画に新たに登載すべき事業として掲げている。

続いて、42頁をお開きいただきたい。

項目番号131「公園・児童遊園・運動広場の整備」については、遊具等の改修や整備を進めるものであるが、遊具による子どもの事故を防止し、子育て環境の充実を図る観点から、重点的に取り組む事業として掲げている。

続いて、43頁をお開きいただきたい。

項目番号133「児童虐待防止のネットワーク事業」については、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関との連携によ

る児童虐待防止のネットワークづくりを進めるものであるが、「子どもの最善の利益の実現」を目指す子ども・子育て支援法の趣旨に鑑み、重点的に取り組む事業として掲げている。

続いて、44頁をお開きいただきたい。

項目番号136「母子・父子自立支援及び婦人相談員事業」については、ひとり親家庭の自立に必要な情報提供、相談指導等により、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うものであるが、子どもの健全育成を図る上で家庭状況を把握し、きめ細かな支援を展開するものとして、重点的に取り組む事業として掲げている。

続いて、46頁をお開きいただきたい。

項目番号151「医療的ケア児支援のための協議の場」から47頁の項目番号155「放課後等デイサービス事業所の確保」については、第一期障害児福祉計画において、国の指針により、障害児支援の提供体制の整備を図るものとして掲げられていることから、本計画との整合を図り、掲載すべき事業として位置付けている。

項目番号156「発達障害児個別支援ファイル（むさしむらやまマイファイル）の普及・啓発」については、発達障害のある方やその家族が医療機関の受診履歴等を記入することにより、ライフステージの変化に左右されず円滑に情報共有が図れるよう支援するものである。一人一人のニーズに応じた必要な支援の共通理解を深めることは、次世代育成の行動計画策定指針の趣旨に合致することから、第二期計画に新たに掲載すべき事業として掲げている。

次に、項目番号158「保育所等巡回指導・相談事業」については、発達が気になる乳幼児の教育・保育を支援するため、臨床心理士等が対象児の状況等を観察の上、保育士等に助言や指導を行う事業である。当該事業についても、一人一人のニーズに応じた必要な支援の共通理解を深めるものとして、第二期計画に新たに掲載すべき事業として掲げている。

次に、項目番号163「特別支援教室」については、情緒障害等通級指導学級に通っていた児童・生徒が在籍校において発達面での困難を改善・克服するための指導を受けられるようにする事業である。既に、小学校全校に設置済みであり、中学校全校への設置を目標に掲げている。

続いて、48頁をお開きいただきたい。

項目番号165「武蔵村山市子どもの未来応援プランの推進」については、生活困難を抱える家庭の子どもが不利益を被ることのないよう、「武蔵村山市子どもの未来応援プラン」を策定し、当該計画に基づく事業を推進するものである。「子どもの最善の利益の実現」を目指す子ども・子育て支援法の趣旨に鑑み、きめ細かな支援を展開するものとして、重点的に取り組む事業として掲げている。

次に、項目番号166「外国語版ホームページの運用」から168「多文化共生推進事業協力員制度」については、外国人世帯への支援として第二期計画に新たに掲載すべき事業として掲げており、特に、多文化共生推進事業協力員制度については、教育・保育サービスの利用に関する手続等において活躍が期待されることから、重点的に取り組む事業として、登録者数10人を目標に掲げている。

- (会 長) 多岐にわたる事業がある。質問の仕方も難しいかもしれないが各委員の御意見はどうか。
- (会 長) 一期から二期で見直ししつつ新しく始めたものについても質問はあるだろうし、重点的な取組とされたものについて理由を聞きたい人もいるだろう。「新規」については、以前から実施しているものもあるとのことであったが、どのようにこちら側から意見を出してほしいのかなど事務局からの補足はあるか。そうでないと委員も意見が出しにくいと思う。
- (事務局) まず、「新規」としているものは現行計画にはなかったものを見分けるためのもので、最終的にはこの表記は削るものである。★は第二期計画で重要と考えられるものである。昨今、社会の注目度が上がっているものも国の指針で新しく位置付けられたものなども重点と捉えている。例えば外国人世帯への支援などである。御意見は、個別の事業についての内容でも結構であるし、例えば事業内容の表記の仕方、数値目標についての追加や削除についてなど、多方面から忌憚ない御意見をいただきたいと考える。
- (会 長) 討議はどのくらい時間をかけてよいか。
- (事務局) 本日の内容は、今回と次回の2回、討議いただきたいと考えている。事業目標の未設定のところ、量の見込みに対する確保の内容については次回お示しする。討議は次回も行っていただける。
- (会 長) では各委員から質問を受けたい。
- (委 員) 26 頁 18 番は面接率 100%、27 頁 52 番は訪問率 100%とあるが、ひろば事業の中で見知った例では子どもが生まれて半年くらいどこへ相談へいくかも知らなかったという人もいた。どのように訪問したのか、訪問時どのようなお話をしているのか。
- (会 長) 令和元年度（今年度）の現状で 100%となるのは、まだ終わっていない進行中の年度でもあり、数値上の表記としておかしいのではないかということもある。そういう部分も今の御指摘の他にあると思う。お答えいただきたい。
- (事務局) 母子手帳発行時に必ずお会いできることから、そこで「子育て応援ガイド」をお渡しするなど行っている。今の御意見は非常に深刻なことであり、所管課への確認など持ち帰って確認させていただきたい。
- (会 長) 現状が 100%で目標値が 100%というのはあり得ることなのか。そうありがたい、という目標は分かるが、現状 100%となっていることはおかしいのではないかという御指摘である。赤ちゃん訪問だけではなく、各所に 100%という記載があるが、実際に調査をして何%と分っているのであれば、それを記載することが必要であろう。令和元年度となっているが、今年度の始めはまだ令和ではなかった。どの時点のものなのか明確になっていないと違和感を持って受け止められることになると思う。関係する部署がそれぞれ異なるので、いつ時点の現状なのかの統一といったところも、もう一度見直してもらうことが必要である。
- (委 員) 24 頁 39 番「安心して希望する人数の子どもを・・・」の表

	<p>現は変更した方がよくないか。</p> <p>(事務局) 都の事業要綱の記載から「希望する人数の」という表現を使ったものだが、検討する。</p> <p>(会長) 確認だが、それは東京都の政策に文言上入っているものをそのまま入れたということか。</p> <p>(事務局) 多子世帯負担軽減補助事業の要綱中の表現を使ったものである。</p> <p>(委員) 41 頁 125 番の目標値が空欄なのはなぜか。</p> <p>(事務局) 主管課と調整中のものである。</p> <p>(副会長) 48 頁、外国人世帯の関係などで、就学していない子どもは武蔵村山市にもいるのではないかと思う。今話題となっているが、事務局では話題になっているのか。</p> <p>(事務局) 無償化の開始に際して幼稚園にも保育園にも就学していない子どもが 3～5 歳でいるかどうか調べたことがあるが、99%以上はいずれかの施設に在園していると分った。100%ではなく、非常に僅かな数ではあるがどこにも通っていない子どもはいる。</p> <p>(会長) 外国人世帯について把握しているのかという質問ではないか。どの国の人かどのような状況であるといった情報を得ているか。住居が不安定であるなど、そういった実数、実態を把握しているのであればそれを教えてほしいという意見である。</p> <p>(事務局) 外国人世帯は分かるが、基地の中などは分からない。</p> <p>(副会長) 基地の中にも学校があり、そこは分からないと思うが、中国人やフィリピン人などについては対象の学校はないと思うのでそういう子どもがどこかに行っているのかいないのか、そこが今話題になっているところと思う。</p> <p>(事務局) いわゆる「無園児」という言葉で報道などされたが、それが把握できない、難しい、というところが問題であるとされたものである。原因の一つに外国人の世帯に属しており、保護者が通い先や預け先など分からない、それが小学校に入る直前の 5 歳時点でどのくらいいるかが国などでも調査がこれまで行われておらず、今回ある大学の研究室で初めて調査をしてその存在が見えてきた。しかし各自治体でそれを把握する手段がなかなかないというのが問題とする報道であったかと思う。</p> <p>(会長) 虐待問題に関連して、所属不明児の調査というものもあった。どこかに在籍していないと状況把握は大変難しい状況ではあろう。就労のために来日した保護者の子どもについて見えないところもあるかもしれない。168 番は多文化の方に言葉の支援をするという内容であったかと思う。この地域に暮らしている人の中にそういう人がいて、そこに子どもがいて、その子どもへのサービス、生活の状況の把握をしっかりしていこうということ。園、あるいは社会的にもどこにも属していないといった子どもについても気を付けていく必要がある。</p>
--	---

(会 長) 31 頁の 72 番、学力調査の平均正答率はなぜ国語だけなのか。英語、理科、算数などはないのか。

(委 員) 国語、算数は実際に全国で必ず調査は行っている。

(事務局) 国語は全ての学力の基となるという考え方から国語としたと考えられる。

(事務局) 教育振興基本計画での指標に合わせたものである。例えばここに算数・数学を入れるとすると教育委員会へも確認する必要がある。

(委 員) 武蔵村山市は成績が良くはないのではないのか。

(委 員) 今、市独自の学力調査はなかったはず。都のものはある。

(会 長) 素案の変更や修正についてどの程度時間的猶予はあるのか。庁内でも検討・調整中があることでもあり、各委員などに少し時間をかけてみてもらい、各委員から質問を出してもらう時間はとれないか。

(事務局) 10 月 15 日まで、電話、ファックス、メールなど自由な形で事務局へ御意見をいただくということをお願いしたい。

(事務局) 時間的猶予という意味では、次回、第 7 回の会議で 3-4 章は検討を終えたい。第 8 回会議はパブリックコメント前の素案として、全体の修正のまとめを示して最終的に確認していただくこととしたい。

(事務局) 10 月 15 日を期限に各委員からの質問、疑問を寄せていただくということによろしいか。

(会 長) 承知した。委員各位は、何頁のどこについてと分かるように事務局に伝えてほしい。項目何番のここが気になります、という書き方でもよいので。

(委 員) 質問の対象は 48 頁まで (第 5 節まで) か、全てか。

(事務局) 全てでお願いする。

(会 長) 第 6 節は確保策など入っていないものはどうなるか。

(事務局) そこは次回までにお示しする。

(会 長) 第 6 節は、本日は確保策がないからそれも併せて次回会議で説明ではどうか。

(事務局) 本日は、量の見込みのところまででも本日も一旦御説明したい。

(事務局説明)

「第 6 節 教育・保育の量の見込みと確保の内容」についてである。

まず、「1 教育・保育提供区域の設定」であるが、6月26日に開催した第4回子ども・子育て会議において承認いただいているので、説明については割愛させていただくが、提供区域については、現行計画と同様に市内全体を一つの提供区域とすることとしている。

次に、「2 ニーズ量 (量の見込み) と確保方策の設定方法である。

子ども・子育て支援法では、乳幼児期の教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の提供に当たっては、計画期間におけるニーズ量（量の見込み）及び各事業の提供体制の確保の内容・実施時期について定めることとされている。見込みに当たっては、手引きに基づき国のワークシートにより算出することを基本としているが、実績と大きくかい離があるなど適切な補正を必要とする場合もあることから、本計画においては、アンケート調査や人口推計の結果による潜在的ニーズを考慮しながら利用実績を総合的に勘案してニーズ量を設定している。

50頁をお開きいただきたい。

「3 乳幼児期の教育・保育」についてである。

量の見込みに当たっては、基本的には、アンケート調査の結果や国のワークシートによる算定値をベースに、教育・保育の利用実績や将来の保育ニーズ等を考慮し、需要を見込んでいく。

なお、今回は、量の見込みについて御審議いただき、量の見込みに対する確保の内容及び実施の方針については、次回の会議で説明する予定ですので、御理解いただきたい。

続いて、51頁をお開きいただきたい。

「4 地域子ども・子育て支援事業」についてである。

こちらは、子ども・子育て支援法に規定されている13の事業について、量の見込みや提供体制について定めるものである。なお、そのうち「多様な企業の参入促進・能力活用事業」については、巡回支援の対象となる新規施設や認定こども園が市内にないことから実施していない。このため、掲載している事業は、（1）～（12）の12事業となっている。

まず、(1)利用者支援事業については、幼稚園・保育所や地域の子育て支援事業の情報提供及び必要に応じ相談、助言等を行う事業として、平成28年度から子ども育成課において保育コンシェルジュ事業を、また、母子保健型として、子育て世代包括支援センター（ハグはぐ・むらやま）事業を実施している。計画期間内に新たに設置する予定はないことから、各年度1か所を見込んでいく。

続いて、52頁をお開きいただきたい。

次に、(2)延長保育事業については、通常の保育時間を越えた預かりを行う事業として、過去3か年の実績が伸びているので、直近の利用割合を推計児童人口に乗じて需要を見込んでいく。

次に、(3)子育てセンター事業（地域子育て支援拠点事業）については、市内4か所の認可保育所で実施されている育児相談、子育てサークル等への支援、園庭開放等を行う事業であるが、国のワークシートによる算出値では実績と大きくかい離が見られたため、過去3か年の利用割合を推計児童人口に乗じて需要を見込んでいく。

続いて、53頁をお開きいただきたい。

(4)一時預かり事業については、幼稚園の在園児を対象に行う預かり保育事業とそれ以外に区分されている。まず、①幼稚園型については市内の幼稚園4園で実施されており、利用実績と本年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付による利用の増加を想定し、需要を見込んでいく。

続いて、54頁をお開きいただきたい。

②幼稚園型を除く預かりについては、市内4か所の認可保育所で実施されている一時預かり事業とファミリー・サポート・センターで実施している未就学児を対象とした育児支援である。国の

ワークシートによる算出値では実績と大きくかい離が見られたため、過去3か年の利用割合を推計児童人口に乗じて需要を見込んでいる。

続いて、55頁をお開きいただきたい。

(5)ファミリー・サポート・センター事業（就学児）（子育て援助活動支援事業）については、アンケート調査による利用意向がなかったため、過去3か年の利用割合を推計児童人口に乗じて需要を見込んでいる。

(6)ショートステイ事業（子育て短期支援事業）については、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、宿泊を伴う保育を行う事業であるが、平成29年度に事業を再開後、平成29年度は延べ10人、平成30年度は延べ46人と実績が伸びているので、直近の利用割合を推計児童人口に乗じて需要を見込んでいる。

続いて、56頁をお開きいただきたい。

(7)病児・病後児保育事業については、保護者の就労等により、病氣中や病氣の回復期で保育所や小学校等へ通えない児童の家庭での保育が欠ける場合、一時的に児童を保育する事業である。当該事業の対象者は、保育所等に通所中の生後6か月から小学校就学前までの児童であるが、平成30年度に学童クラブ利用の小学校3年生までに、また、本年度から保育所等の通所に関わらず小学校3年生までに拡大するとともに、事前登録制度を取りやめ、当日利用を可能としている。病児保育については、平成29年度に延べ232人、平成30年度に延べ287人と実績が伸びており、本年度については8月までの利用実績がすでに219人となっているので、直近の利用割合を推計児童人口に乗じて需要を見込んでいる。

続いて、57頁をお開きいただきたい。

(8)学童クラブ（放課後児童健全育成事業）については、保護者の就労等により、適切な監護が受けられない児童の居場所を確保するものであるが、国のワークシートによると低学年、高学年の区分による見込み量となるため、学年ごとの過去3か年の利用割合の平均を推計児童人口に乗じて需要を見込んでいる。

続いて、58頁をお開きいただきたい。

(9)妊婦健康診査については、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、定期的に行う健診費用を助成する事業であるが、こちらは国のワークシートでは算出できないので、過去3か年の受診実績割合と1人当たり検診回数伸び率を0歳児推計人口に乗じて需要を見込んでいる。

続いて、59頁をお開きいただきたい。

(10)乳児家庭全戸訪問事業については、子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問するので、量の見込みについては、0歳児推計人口の人数を設定している。

続いて、60頁をお開きいただきたい。

(11)養育支援訪問事業については、育児ストレス等の問題により、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭など、養育支援が必要な家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による指導助言等を行う事業である。こちらも国のワークシートでは算出できないので、過去3か年の訪問家庭件数の発生率から将来訪問件数を算出し、令和4年度には訪問家庭件数が1件増えるものとして需要を見込んでいる。

(12)実費徴収に係る補足給付事業については、保護者の世帯所得

	<p>の状況等を勘案して、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助する事業である。本年10月から、教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園に通う児童の保護者のうち、市民税所得割課税額77,101円未満の世帯及び第3子に対する副食材料費に要する費用を補助するので、過去3か年の対象者割合を推計児童人口に乗じて需要を見込んでいる。</p> <p>—質疑・応答—</p> <p>(会 長) 地域子ども・子育て支援事業のいわゆる13事業は第一期と今回で多少変わっていないか。</p> <p>(事務局) 13の事業は変わっていない。</p> <p>(会 長) 養育の関係など、前はなかったが。</p> <p>(事務局) (1)養育支援訪問事業として以前もあった。「(2)実費徴収に係る補足給付事業」については、今回、支給対象となる家庭の量の見込みを表として掲載した。13番目に「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」というものがあるが、こちらは実施する、しないにより掲載しないこともありうる。</p> <p>(会 長) 量の見込みについては説明があり、確保についてはこれからとのことである。こちらについても質問があれば事務局に伝えてもらうこととする。</p> <p>(3) その他</p> <p>特になし。</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 次回会議の開催日程について</p> <p>(事務局説明)</p> <p>資料7を御覧いただきたい。次回の第6回子ども・子育て会議であるが、資料のとおり10月31日、11月6日、7日のいずれかの日程を予定しているので、決定をお願いする。</p> <p>○ 次回は令和元年11月6日(水)午後2時から武蔵村山市市民会館会議室において開催となった。</p> <p>(2) その他</p> <p>特になし。</p> <p>6 閉会</p>
--	--

<p>会議の公開・非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 { } }</p> <p>傍聴者： 0 人</p>
--------------------	---

<p>会議録の開示・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等：)</p>
---------------------	---

	<input type="checkbox"/> 非 開 示(根拠法令等：)
--	---

庶 務 担 当 課	健康福祉部 子ども育成課 (内線：182)
-----------	-----------------------

(日本工業規格A列4番)